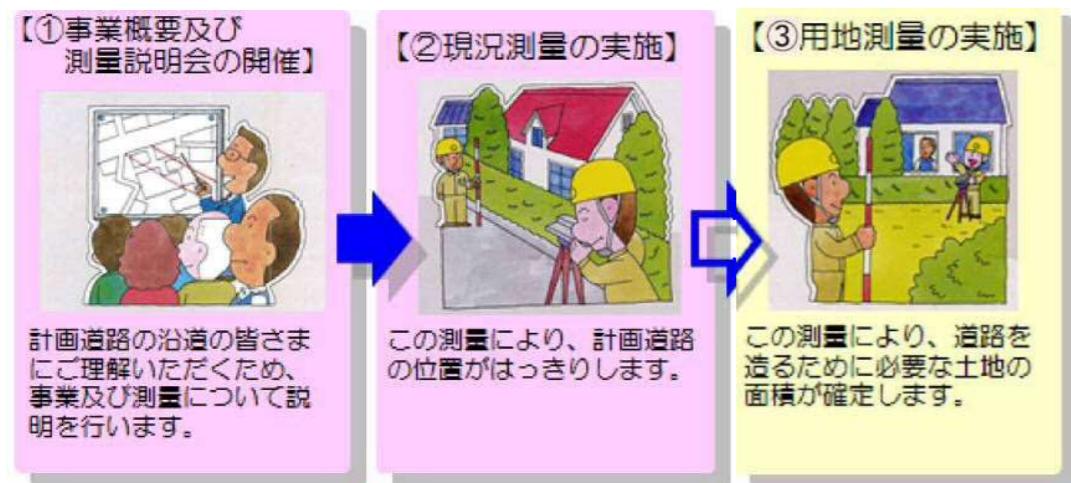
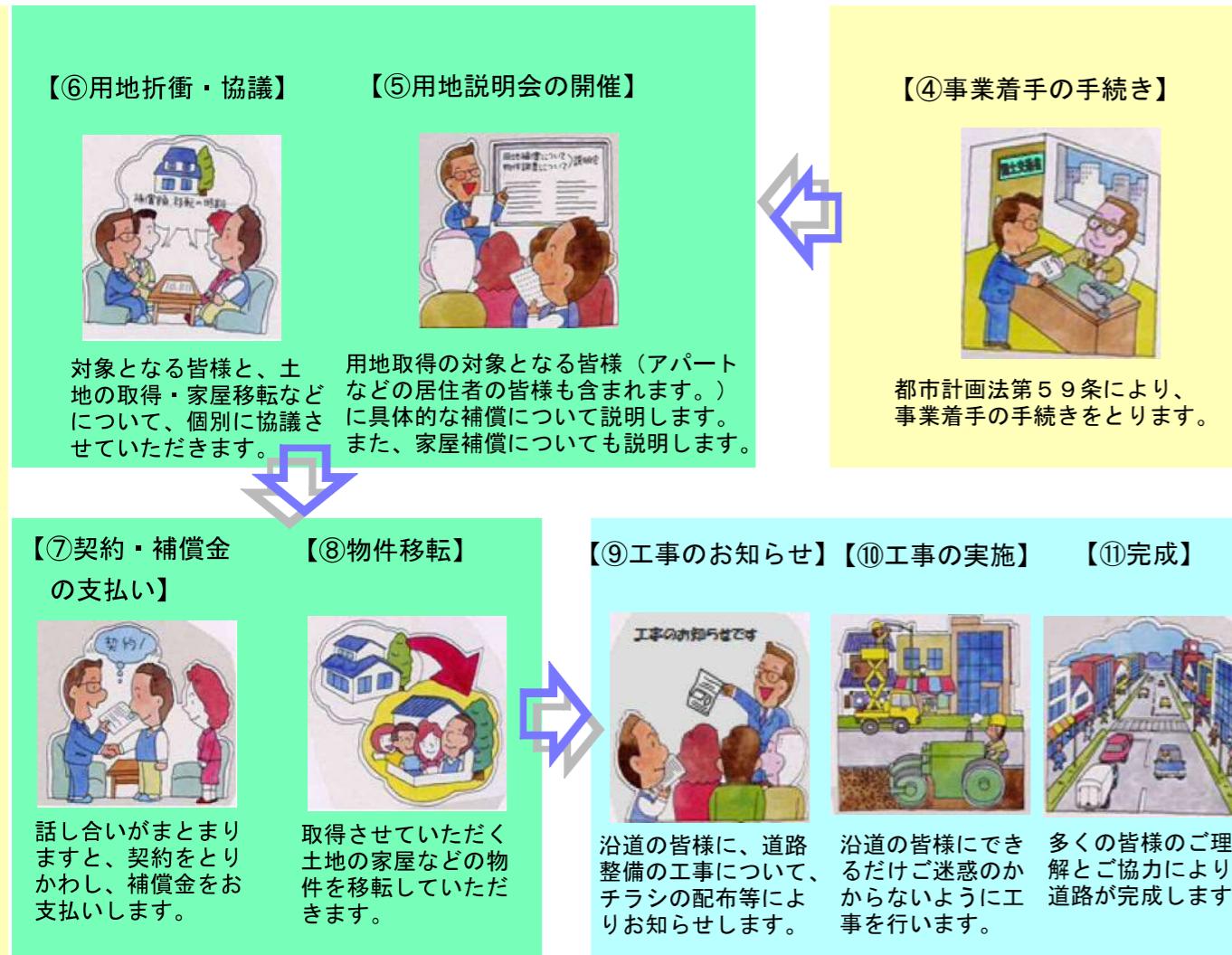


事業の進め方

概ね
2年



概ね
5年から7年

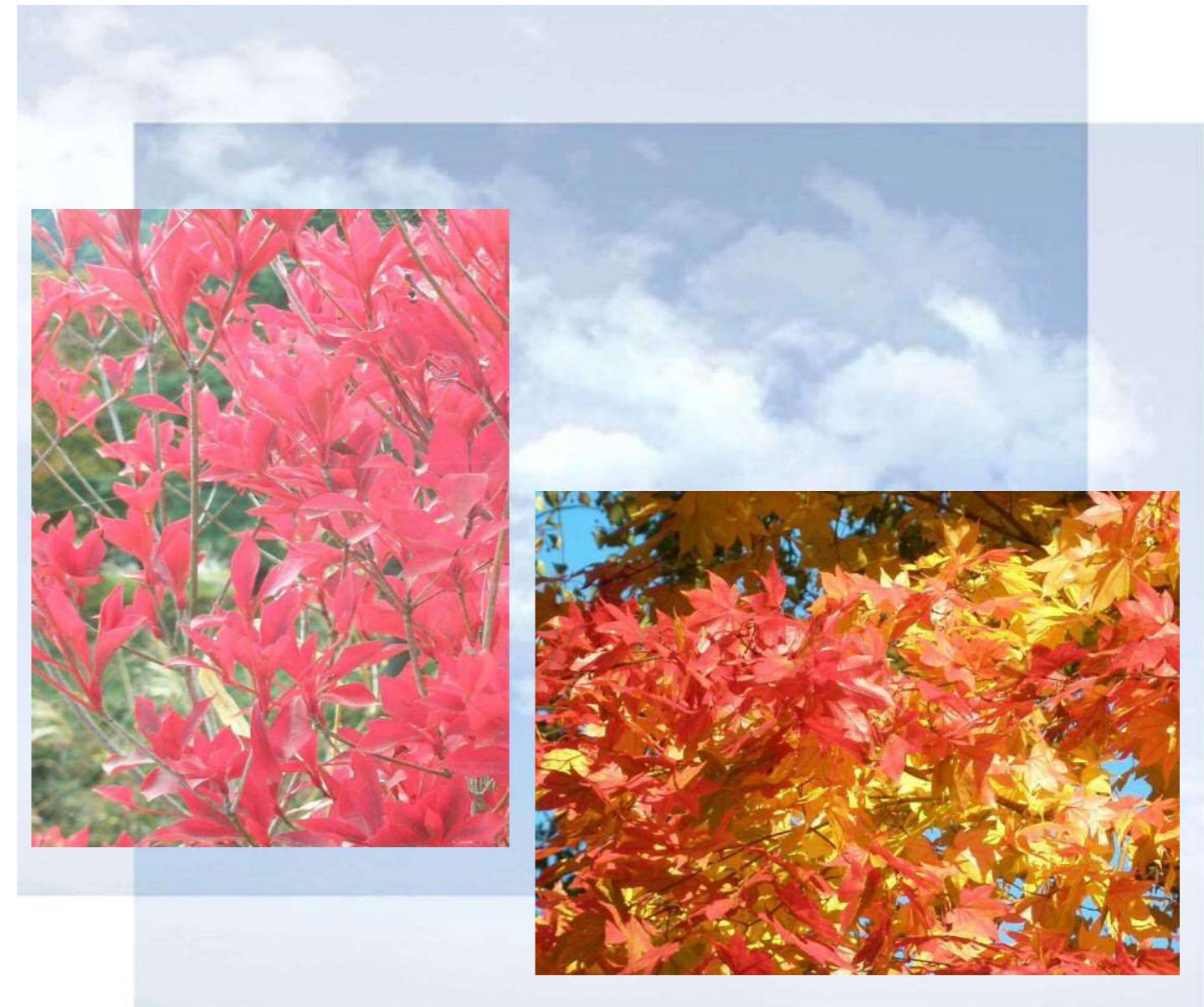


東京都市計画道路

補助線街路第261号線

足立区神明二丁目～六木四丁目

道路整備計画のあらまし



この道路整備についてのご質問、お問い合わせは、下記の連絡先まで お願いいたします。

東京都第六建設事務所

道路整備全般に関しては 工事課工務係 電話03(3882)1408

測量全般に関しては 工事課測量係 電話03(3882)1498

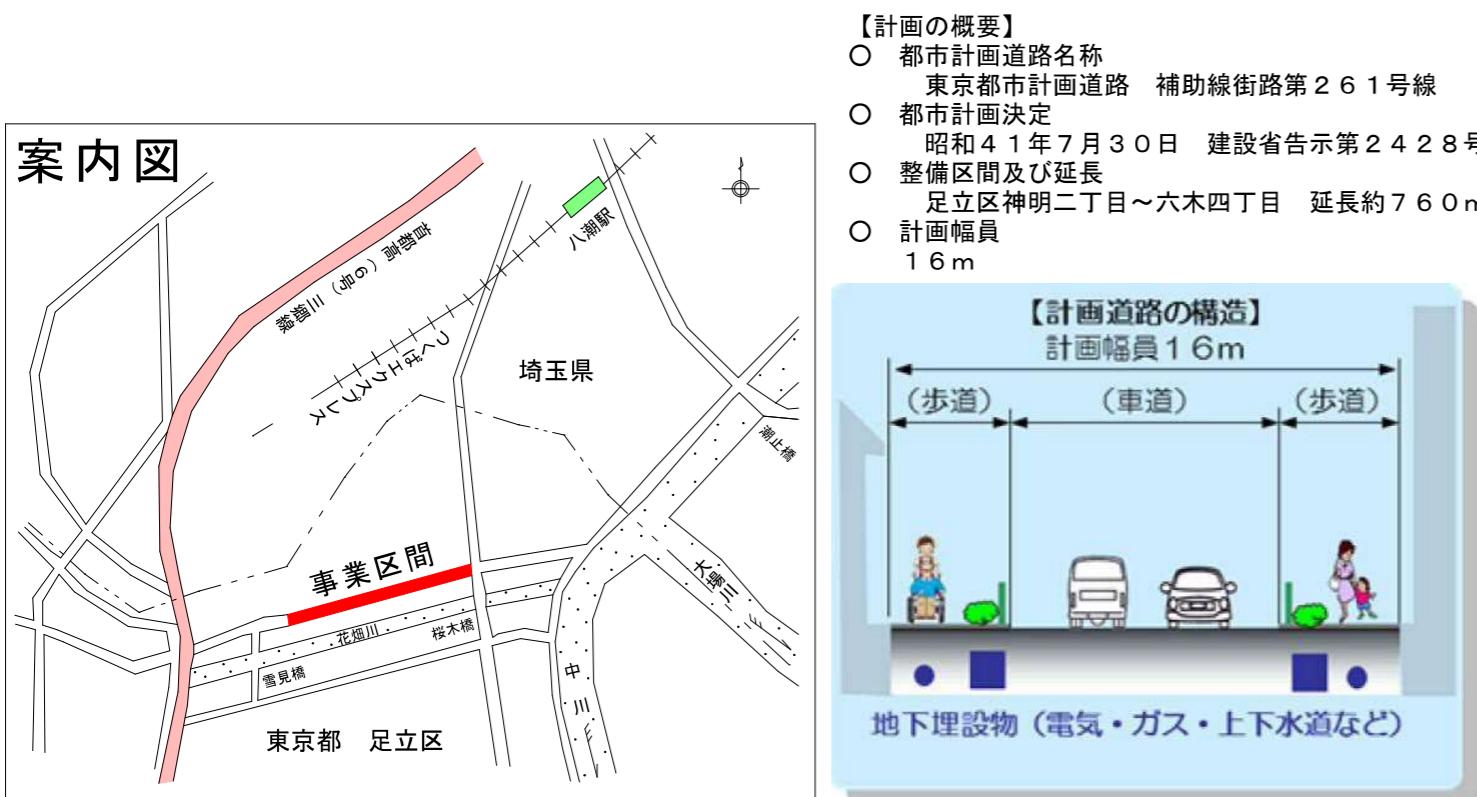
午前9時から午後5時30分まで（土曜日曜日は除きます。）

東京都第六建設事務所

計画のあらまし

道路は、都民生活を支える最も基礎的な社会基盤として、重要な役割を担っています。東京都は、機能的で安全な都市生活や地域の発展に寄与する都市計画道路の整備を進めており、補助第261号線（神明区間）の整備により、次の効果が期待されます。

- 都市計画道路ネットワークが形成され、足立区北東部の道路交通が円滑化されます。
- 歩道と車道が分離されるとともに、電線・電柱等が地中化され、安全で快適な歩行空間が確保されます。
- 消防車や救急車などの緊急車両の通行がスムーズになり、救護・救援活動が円滑になります。
- 災害発生時には、避難路として機能するなど、地域の防災性が向上します。



現況測量、用地測量の概要 (平成26～27年度)

現況測量とは・・・

- 都市計画道路予定区域とその周辺にある建物、樹木、塀及び道路等の形状を調査し、現況の地形を表す現況平面図を作成します。
- できあがった図面に道路の計画線を書き入れて、計画道路の位置を明らかにします。
- また、都市計画線の幅や計画道路の中心線を現地に標示するために杭または鉛を設置します。



用地測量とは・・・

- 都市計画道路に係る土地について、現地において関係権利者の立会いのうえ、隣接する土地との境界等を調査・確認します。
- 境界確認に基づき一筆ごとに土地の測量を行い、用地取得に必要な面積の算出及び図面を作成します。
- 下の【測量図(例)】で、たとえば、Aの方の土地の用地測量を行う場合は、Bの方とEの方だけでなく、Cの方やDの方にも境界を確認するために立会いをお願いすることになります。
- また、一筆の土地に異なる利用形態及び権利があるときは、利用形態や権利ごとに確認を行います。
- そのほか、既存の道路等の公共用地と隣接している土地の場合は、公私境界についても確認の立会いをお願いします。

